

**令和7年度  
岡山市地域子育て支援拠点事業  
委託事業者募集要項**

**令和7年9月  
岡山市 岡山っ子育成局 子育て支援部  
地域子育て支援課**

## 1 事業の趣旨・目的

岡山市では、地域全体で子育てを支援するため、地域と子育て家庭のつながりを深め、地域での子育て拠点を整備し、身近な場所で交流や相談ができるよう環境づくりを進めている。

また、地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）は、平成27年4月施行の子ども・子育て新制度における「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」に位置付けられており、乳幼児（主として概ね3歳未満の児童）及びその保護者が相互の交流を行う場所として、岡山市内43か所に設置している。

この要項は、新たに実施する拠点事業を委託する事業者を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 募集概要

### (1) 事業名

岡山市地域子育て支援拠点事業

### (2) 事業内容

別添「岡山市地域子育て支援拠点事業委託業務仕様書（案）」のとおり

### (3) 募集数

3か所

### (4) 募集対象地域

福南中学校区

吉備小学校区

幡多小学校区

※学区の詳細は岡山市公式ホームページを参照のこと。

<https://www.city.okayama.jp/0000022198.html>

### (5) 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※契約期間のうち、令和8年4月1日から令和8年5月31日までは開設準備期間とし、履行期間は令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、履行期間における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められる場合には、次年度も継続して委託する可能性がある。

### (6) 委託金額

●委託料基準額：4,199,000円

※委託費は基準額内とする。

※令和8年度は委託料基準額を月割り計算した以下の金額を委託料とする。

(委託料基準額/12か月×(履行月数)10か月 ※千円未満切捨)

●開設準備費：600,000円（上限）

- ・おもちゃ，空気清浄機等拠点事業で使用する備品及び既存施設の簡易な改修に係る費用
- ・賃借施設の礼金，開設前月の賃借料
  - ※開設準備費は令和8年4月1日から令和8年5月31日までに納品・支払いしたものに限り（実費）。
  - ※備品及び既存施設の簡易な改修に係る費用は，あらかじめ内容について市と協議し，市の承認を得たものに限り。
  - ※委託料基準額は国交付要綱に基づき，市が年度ごとに決定する。
  - ※令和8年度予算が成立することが前提であり，予算不成立の場合，契約は締結しないものとする。

(7) 契約保証

本契約に係る契約保証の種類として，以下のいずれかとする。

- ①契約保証金（開設準備費を含む委託金額の10/100以上の金額）の納付
- ②有価証券の提供
- ③銀行等の金融機関の保証
- ④履行保証保険による保証

(8) その他

収支等の見込額については，岡山市地域子育て支援拠点事業のみを記載すること。

### 3 応募資格

運営事業者に応募する団体は，定款等の設置目的や趣旨に子育て支援の取り組みについての記載があり，かつ次の(1)，(2)のすべての要件を満たすこととする。

(1) 次のすべてに該当する団体であること。

なお，複数団体が連名で応募することはできない。

ア 法人格を有すること。

イ 継続的な3年以上の子育て支援活動の実績を有すること。

※子育て支援活動とは，子ども・子育て支援法に基づく，保育園や幼稚園等，教育・保育に関する事業及び地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等，地域子ども・子育て支援に関する事業，またはこれらに準ずる活動とする。

(2) 次の資格要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始

- の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に規定する破産手続開始の申立てを行っていない、または破産手続開始決定を受けていない者であること。
- エ 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けたことがなく、6 か月以内に不渡手形、不渡小切手を出したことがないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、指定暴力団等、暴力団員を含む団体で不法な行為を行いまたは行うおそれのある者でないこと。
- カ 宗教活動または政治活動を目的とした団体ではないこと。
- キ 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ク 団体及びその代表者が、税（国税、県税及び市税）等を滞納していないこと。
- ケ 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載されている者、もしくは提出された書類に対し、岡山市が審査した上で、同等であると認められる者であること。
- コ 提案書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- サ その他法令等に違反する団体でないこと。

#### 4 スケジュール

内容	時期
募集要項等の配布	令和 7 年 9 月 19 日（金）～ 令和 7 年 11 月 28 日（金）
質問受付	令和 7 年 9 月 29 日（月）～ 令和 7 年 10 月 10 日（金）
質問の回答	令和 7 年 10 月 22 日（水）
応募書類受付	令和 7 年 10 月 31 日（金）～ 令和 7 年 11 月 28 日（金）（必着）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 1 月中旬
審査結果の通知・公表	令和 8 年 1 月下旬
開設準備	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 5 月 31 日（日）
事業開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）～ ※開設曜日により変更あり

## 5 応募手続

### (1) 募集要項等の配布

#### ア 期間

令和7年9月19日(金)から令和7年11月28日(金)まで

#### イ 配布方法

募集要項及び様式等を岡山市ホームページに掲載する。

ダウンロードして使用すること。

岡山市ホームページ：事業者情報>入札・契約>その他の入札情報  
>企画競争・その他

### (2) 質問書の受付

審査の公平・公正を図るため、募集要項に関する質疑及び回答を次のとおり行う。

#### ア 受付期間

令和7年9月29日(月)から令和7年10月10日(金)まで

#### イ 提出方法

質問書(様式⑧)に記載し、Eメールにて地域子育て支援課に提出すること。翌開庁日以内に受信メールが届かない場合、電話にて受信確認を行うこと。

電子メール：tiikikosodate@city.okayama.jp

#### ウ 質問に対する回答

令和7年10月22日(水)に岡山市ホームページに掲載する。

※仕様の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、応募書類の提出前に必ず確認すること。

#### エ その他注意点

電話、対面等による質問の受付及び回答は一切行わない。

また、選定基準、ヒアリング事項等審査に関する問い合わせは一切応じない。

### (3) 応募書類の提出

#### ア 受付期間

令和7年10月31日(金)から令和7年11月28日(金)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土日祝を除く)

#### イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合、一般書留又は簡易書留により、表面に「岡山市  
地域子育て支援拠点事業企画提案書 在中」と朱書きすること。  
(提出期限必着)

#### ウ 提出先

下記、問い合わせ先を参照すること。

#### エ 注意事項

提出書類を受け付けた場合であっても、募集対象地域や応募資格に適合しない場合は、審査は行わない。また、受付期間終了後の応募書類の差替えや内容の変更は原則認めない。

オ 提出書類

提出書類は次の通りとし、正本1部及び写し（番号の前に○印がある書類）9部を提出すること。

なお、写し9部については、法人名の判別・類推が出来ないようにしたものを出すること。

- 1 応募申請書（様式①）
- 2 団体等の概要（様式②）【概要】
- 3 法人等組織図及び職員体制【組織図】
- 4 応募団体 代表者等名簿（様式③）
- 5 定款等
- 6 法人登記簿謄本（全部事項証明）
- 7 財務書類（直近2年の収支計算書、貸借対照表、損益計算書）【財務】
- 8 代表者及び法人の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類  
（国税…納税証明書の種類(その3)）  
（県税…県徴収金等の滞納がないことの証明(完納証明)）  
（市町村…滞納無証明）  
※課税されていない場合は申立書
- 9 委託等事業実績（過去3年の国・県・市町村から受託した事業や補助を受けた事業の実績）（様式④）【事業実績】
- 10 活動状況実績報告書（様式⑤）【活動状況】
- 11 事業運営計画書（様式⑥）【事業運営】  
※事業目的を理解するとともに、目的達成に向けた最も効果的な事業実施のための提案書を作成すること。作成にあたっては、具体的な考え方と取組方針について記載すること。
- 12 事業費の見込み（様式⑦）【事業費見込】
- 13 拠点の平面図及び周辺地図【図面等】
- 14 建築年月を証する書類  
固定資産税通知書、建物登記事項証明書、建築確認済証等の写し  
※昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物の場合、耐震診断報告書または耐震補強工事実施済を証する書類
- 15 団体概要パンフレット等【パンフ】  
※ない場合は不要
- 16 その他審査に対し必要と認める書類

(4) 提出書類の綴り方

提出書類は、書類番号順に仕切紙で分け、左綴じでフラットファイル等に折り込むこと。

各書類はすべてA4サイズ（図面及び周辺地図はA3でも可）とし、文字のフォントは図面や表を除き10.5ポイント以上とすること。

仕切紙に書類番号を表示したインデックス(見出し)をつけること。

正本以外の9部は、左綴じ用の穴をあけ、仕切紙に文書名（【】の名称）でつけ、紐綴じすること。

(5) 留意事項

ア 費用負担

応募に関し必要な一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類の変更

受付期間終了後の応募書類の差替え及び再提出は原則認めない。

ウ 追加資料の提出等

審査にあたって確認が必要になった場合、追加資料の提出を求めること、または聞き取りや調査等を実施する場合がある。また、ほかの自治体において子育て支援施設の運営実績がある場合、現場の視察を行う場合がある。

エ 提出書類の取扱い

応募書類及び追加資料等の提出書類は返却しない。

また、岡山市情報公開条例に基づき第三者に公開する場合がある。

## 6 審査

(1) 審査方法

ア 審査者

審査は、応募件数にかかわらず、令和8年1月中旬頃に開催予定の岡山市地域子育て支援拠点事業委託業務企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）にて行うものとする。

イ 採点

「書類審査」及び「プレゼンテーション・ヒアリング審査」で評価基準をもとに400点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次点までの提案者を特定する。

なお、委員全員の評価点数の合計の平均点が240点未満の提案については、最適な提案者として特定しない。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査の日時・場所は、本市が指定し、後日通知するものとする。

イ プレゼンテーションは1事業者20分までとし、その後、質疑応答を行うものとする。

ウ プレゼンテーションでの説明内容は、提案書の記載内容以外の新たな

な提案及び資料の配布は認めない。また、法人名の判別・類推が出来ないように説明を行うこと。

- エ プレゼンテーションは口頭で行うものとし、パワーポイント等の映写による補完も可能とする。プロジェクタ、スクリーン、電源は市で用意するが、パソコンは応募者が用意すること。プロジェクタは、HDMI 及び VGA 規格のみ対応しているため、それ以外の端子を持ち込む場合は変換コネクタを持参すること。
- オ 応募者の出席は 1 事業者 2 人以内とする。施設長予定者は必ず出席するものとし、発言は原則として施設長予定者が行うものとする。また、法人（団体）から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

### （3）失格事項

応募者が次の要件に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。また、最適な提案者決定後に発覚した場合には、決定を取り消すことがある。この場合、既に要した費用等を本市は弁済しない。

- ア 応募資格を満たさない者が書類を提出したとき。
- イ 提出書類に虚偽または不正があった場合。
- ウ 提出書類の提出方法、提出期限、提出様式を守らないとき。
- エ 同一の者が 1 つの募集小・中学校区に対し、複数の提案をしたとき。
- オ 団体及び団体の関係者が、審査委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき。
- カ 審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- キ その他、委員会が不適格と認めたとき。

### （4）特定結果の通知公表

最適な提案者の特定結果は、応募者に令和 8 年 1 月下旬頃に文書で通知するとともに、岡山市ホームページにおいて評価結果を公表する。

## 7 契約協議及び契約

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じないものとする。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、または最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位以降の提案者と協議できるものとする。

## 8 問い合わせ先

担 当 課 岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課  
(担当：藤元・焰硝岩)

住 所 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
電 話 086-803-1224 (直通)  
F A X 086-803-1718  
E - M a i l tiikikosodate@city.okayama.jp